

令和 9・10 年度 追加申請

大牟田市競争入札（見積）参加資格審査

申請要領（物品等）

【市内業者・準市内業者】※

【電子申請用】

大牟田市企画総務部

契約検査室

※

市内業者…大牟田市内にある本店又は本社で登録を希望する業者

準市内業者…大牟田市内にある支店又は営業所等で登録を希望する業者

大牟田市競争入札（見積）参加資格審査申請について

令和9・10年度に大牟田市、大牟田市企業局及び大牟田・荒尾清掃施設組合が発注する物品の買入れ、製造の請負及び不用品の売払い契約に係る競争入札（見積）に参加を希望する業者は、下記の要領にそって、申請書等の必要書類を提出してください。

記

1. 受付期間 【利用申請登録】令和8年11月2日(月)～令和8年11月20日(金)
【資格審査申請】令和8年11月2日(月)～令和8年11月30日(月)

2. 申請方法 **電子申請**

※提出書類は、「提出書類一覧表」（別添）を確認してください。

※電子申請システムを利用するためには、事前に利用申請登録が必要です。

※各書類については、電子申請システム上での添付による提出とし、紙での提出は不要となります。但し、[様式4]事務所等位置図及び写真については、システムから様式をダウンロードして紙での提出をお願いします。

※項目ごとに1つのPDFファイル（一部エクセル）で提出してください。

1ファイルの容量は**2MB以下**、全ての添付ファイルの容量がなるべく合計**10MB以下**になるように作成してください。（印影や文字が確認できる状態であれば、白黒のPDFファイルでも可とします。）

※電子申請システムの操作方法等は【大牟田市入札参加資格審査電子申請システム申請業者向け操作説明書（物品編）】（以下、「操作説明書」という。）をご確認ください。

3. 申請できる業者

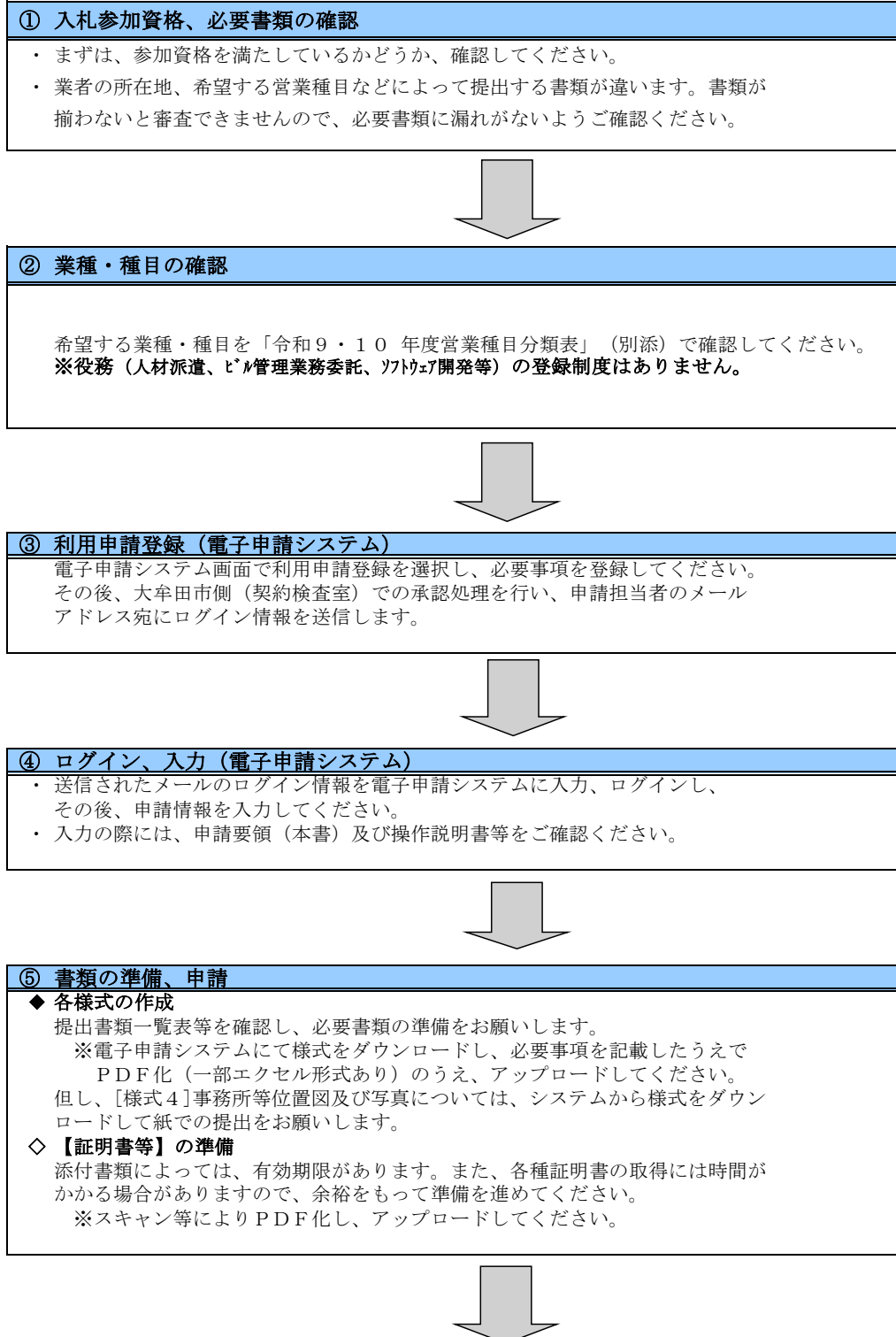
- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当しない者
- (2) 市税等を滞納していない者
- (3) 1年以上の営業実績がある者（令和7年11月1日までに創業した者）
- (4) 営業に必要な許可・認可等を得ている者
- (5) 暴力団員でない者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者

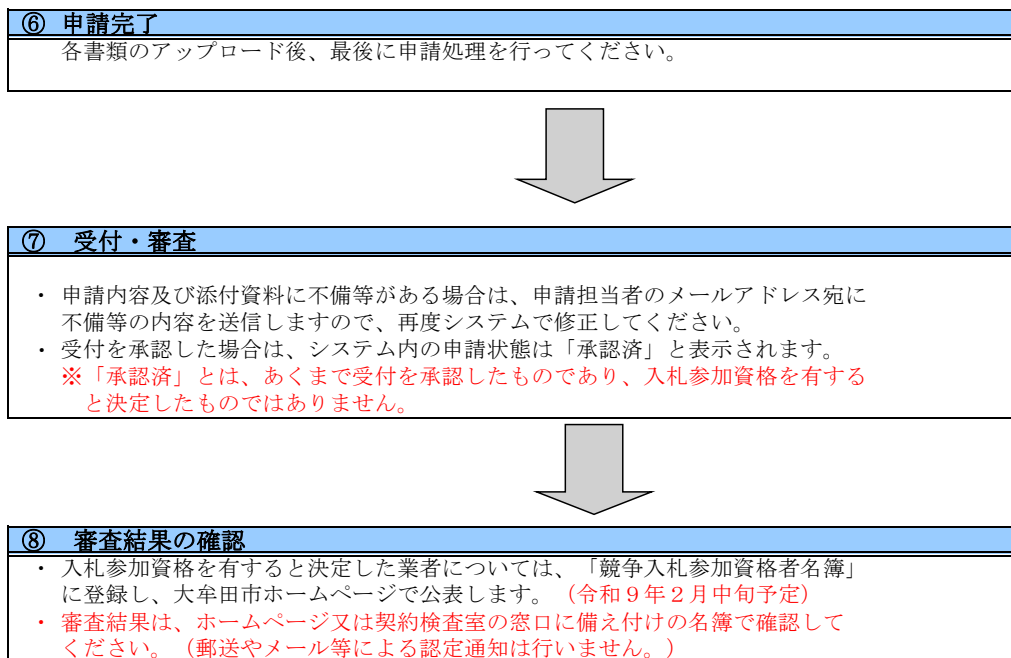
4. 有効期間 令和9年4月1日 ～ 令和11年3月31日（2年間）

5. 申請業種・種目

- (1) 市内業者・準市内業者は3業種、市外業者は2業種を限度とします。
- (2) リース・レンタルについては限度数には含めませんが、登録されていないと指名できません。
- (3) 今回登録した業種・種目は、令和9年度中の変更はできません。

6. 登録完了までの流れ





7. 注 意 事 項

- (1) 随時の受付は行っておりません。
- (2) 申請書類の提出後、その内容に変更があったときは、直ちに変更届に必要な書類を添付の上、契約検査室へ紙で提出してください。（変更届の様式はホームページに掲載）
- (3) 資本関係・人的関係のある業者は、同一の入札（見積）には参加できません。
- (4) 委任する場合の受任者（支店等）は1ヶ所のみです。
- (5) 申請受付後、必要に応じて事業所調査を行うことがあります。
- (6) 役務（人材派遣、ビル管理業務委託、ソフトウェア開発等）の登録制度はありません。

8. 問合わせ先・提出先

〒 8 3 6 - 8 6 6 6
 福岡県大牟田市有明町2丁目3番地
 大牟田市 企画総務部 契約検査室 （物品担当）
 電話：0944-41-2590 / FAX：0944-41-2591

9. システム入力項目説明

＜1＞ 業者基本情報入力

- (1) 申請要領（本書）及び操作説明書等を確認し、業者情報を入力すること。
- (2) 「総職員数」は、申請日現在における常勤職員数（常勤役員含む）を入力すること。
- (3) 「適格請求書発行事業者登録番号」欄は税務署から通知されたインボイス制度の登録番号（先頭Tを除く半角数字13桁）を入力すること。
※インボイス制度の登録を行っていないことによる見積参加の制限をすることはありません。
- (4) 「添付書類有無」欄は必ず有にチェックを入れること。
- (5) 「登記簿の所在地と申請住所との相違」欄は、登記簿上の所在地が主たる事業所の所在地（申請住所）と異なる場合は、「有」にチェックを入れること。

＜2＞ 希望業種情報入力

(役務の登録制度はありません)

- (1) 「令和9・10年度営業種目分類表」(別添)に例示している物品を確認し、入力すること。
- (2) 業種数は、3業種まで登録可能(種目数の限度はなし)
「リース・レンタル」は業種数の限度には含めません。

「営業種目分類表(業種コード)1印刷」は、その種目を外注(一括)する場合登録不可。
※様式8「印刷物設備等調書」を必ず提出してください。

＜3＞ 系列会社届出入力

●法人

- (1) 資本関係又は人的関係にある業者は、同一入札の参加を制限していることから、登録される業者の関係性を把握するために提出を求めるもの。
- (2) 大牟田市に登録している系列会社または今回の申請を行っている業者がある場合のみ「該当あり」にチェックを入れる。
- (3) 人的関係のある他の入札参加資格者については、会社の役員が、他方の会社の役員を兼ねている場合に入力すること(記入欄が不足する場合は、備考欄に追加すること)。
- (4) 「自社の役員等」欄には、代表取締役、取締役(社外取締役を含まない)及び執行役(代表執行役を含む)並びに会社更生又は民事再生の手続き中である会社の管財人を入力すること。
なお、監査役及び執行役員は、「自社の役員等」には該当しないものとする。

●個人

- (1) 「該当なし」にチェックを入れること。
- ※ 親会社・子会社の定義

会社法(平成十七年七月二十六日法律第八十六号)(抜粋)
(定義)
第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
三、 子会社 会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社がその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。
四、 親会社 株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

＜4＞ 経営状況入力

●法人

- (1) 「前々期決算(a)」、「前期決算(b)」欄は千円単位とし、損益計算書の売上高(千円未満切り捨て)を入力すること。
- (2) 「直近2期の平均実績高」欄は、「 $(a+b) \div 2$ 」で計算した金額(千円未満四捨五入)を入力すること。
- (3) 「流動資産(c)」、「流動負債(d)」欄は直前決算時の貸借対照表(千円未満切捨)を参考に入力すること。
- (4) 「流動比率」欄には、「 $c \div d \times 100$ 」で計算した数値(小数点以下四捨五入)を入力すること。

●個人

- (1) 「①収入」、「②支出」欄は、直前1年分(令和7年1月1日から令和7年12月31日まで)で申告書により入力すること。
- (2) 単位は千円単位とし、「③営業収支」欄は「 $a-b$ 」で計算した金額(負の場合は、-(マウス))を入力すること。

＜5＞ 添付資料登録(全業者)

1. 競争入札(見積)参加資格審査申請書【物品等】(様式1)

★必須

◆電子申請システムにて様式をダウンロード

→ 以下の必要事項を確認及び押印しPDF化したファイルを添付

【01～08 申請者(本店等)】

- (1) 法人の場合は登記簿上の所在地を入力すること。ただし、登記簿上の所在地が主たる事業所の所在地と異なる場合は、主たる事業所の所在地を入力すること。
- (2) 個人の場合は主たる事業所の所在地を入力すること。
- (3) 「所在地」欄の、ビル名以降は入力しないでください。
- (4) 押印する印鑑は実印を使用すること。

【09～15 受任者(支店等)】

- (1) 本店から支店に委任する場合に入力すること。(本店で登録する場合は入力不要)
- (2) 「所在地」欄の、ビル名以降は入力しないでください。
- (3) 受任者の登録は1ヶ所のみとする。
- (4) 必ず委任状(様式3)を添付すること。

【16】適格請求書発行事業者登録番号】

「1. 登録なし」又は「2. 登録あり」のどちらかを『○』で囲む。登録ありの場合は、インボイス制度の登録番号（先頭Tを除く半角数字13桁）を確認すること。

【17】契約検査室からの入札通知書及び見積依頼書等の受取方法】

「1. メールアドレス」又は「2. FAX」のどちらかを『○』で囲む。支店に委任する場合は、委任先のメールアドレスを正しく記載すること。

※メールアドレスが未記載の場合は、FAXで送付します。

2. 使用印鑑届（様式2） ★必須 （様式3）

◆電子申請システムにて様式をダウンロード

→ 以下の必要事項を確認及び押印しPDF化したファイルを添付

- (1) 使用印鑑の印は、入札、契約等で実際に使用する印鑑とすること。（実印以外でも可）
（シャチハタ印やゴム印等、変形しやすいもの、磨耗したものは使用しないこと。）
- (2) 支店に委任する場合は、委任状（様式3）の受任者印と同一であること。
- (3) 法人の場合、丸印に会社名・代表者（受任者）役職名が含まれる場合は、丸印のみを押印すること。
- (4) 丸印に代表者（受任者）役職名が含まれない場合は、会社印（角印）と丸印（個人印）をどちらも押印すること。
- (5) 個人の場合、丸印（個人印）のみで可。（会社印（角印）は不要）
- (6) 法人・個人いずれも会社名、支店名などの角印などは、使用不可とする。

3. 委任状（様式3）

◆電子申請システムにて様式をダウンロード

→ 以下の必要事項を確認及び押印しPDF化したファイルを添付

- (1) 本店から支店に委任する場合に提出すること。
（委任は、様式の委任事項をすべて委任する場合のみ認めます。）
- (2) 受任者の登録は1ヶ所のみとする。
- (3) 受任者印は、使用印鑑届に押印したものと同一であること。

4. 誓約書（様式9） ★必須

◆電子申請システムにて様式をダウンロード

→ 以下の必要事項を確認しPDF化したファイルを添付

「届出者」欄は、申請者（本店）で提出すること。（押印は不要）

5. 役員等調書及び照会承諾書（様式10） ★必須

◆電子申請システムにて様式をダウンロード

→ 必要事項を記載しエクセルファイルのまま添付

- (1) 「届出者」欄は、申請者（本店）を入力すること。（押印は不要）
また、申請担当者の連絡先を入力すること。
- (2) 調書には、次に該当する者を入力すること。

① 法人

株式会社 有限会社	合名会社 合同会社	合資会社	社団法人 財団法人	左記に掲げる法人以外 の法人
取締役 （代表取締役を含む） 執行役 （代表執行役を含む）	社員	無限責任社員	理事 （代表理事を含む）	左記に掲げる役職に 相当する地位にある者
上記に掲げる者のほか、次に該当する者 支配人を置く場合は、支配人 支店長、営業所長、その他の者に契約事務を委任する場合、支店長、営業所長、 その他の者 ※ 監査役の記入は不要				

② 法人格を有しない団体

代表者及び団体の規約において重要な意思決定に直接関与することとされる者

③ 個人

代表者

(3) 氏名は、戸籍に記載されている氏名（姓と名は全角スペースで分ける）を入力すること。

※フリガナは半角で、姓と名は半角スペースで分ける。

(4) 役員等欄が不足する場合は、行を追加すること。

《6》 添付資料登録（物品）

1. 印刷物設備等調書（様式8）

（印刷物の登録希望の場合必須）

◆電子申請システムにて様式をダウンロード

→ 必要事項を記載しPDF化したファイルを添付

【印刷機】・【その他機器（組版・製版・製本・仕上関係機器等）】

下記の種目を希望する場合に提出すること。

「営業種目分類表（種目コード）」の（1 一般印刷、2 フォーム印刷、3 窓あき封筒印刷、4 特殊印刷）

・ 申請日現在の印刷機等について記載すること。

2. 登記事項証明書

（★法人の場合必須）

※写しスキャン可

◇【証明書等】…スキャン等によりPDF化したファイルを添付

法務局が発行する登記事項証明書を提出すること。

（※申請月以前 3ヶ月以内（令和8年8月1日以降）に発行されたものに限る。）

3. 身分証明書

（★個人の場合必須）

※写しスキャン可

◇【証明書等】…スキャン等によりPDF化したファイルを添付

本籍地の市町村が発行する身分証明書を提出すること。

（※申請月以前 3ヶ月以内（令和8年8月1日以降）に発行されたものに限る。）

運転免許証やマイナンバーカード等は、不可

4. ～6. 納税証明書

★必須

※写しスキャン可

◇【証明書等】…スキャン等によりPDF化したファイルを添付

(1) 下の表に記載の証明書を提出すること。（※申請月以前 3ヶ月以内（令和8年8月1日以降）

に発行されたものに限る。）

(2) 非課税の場合でも、滞納がない証明を提出すること。

(3) 国税の証明書は、国税庁のホームページから e-tax を使った書面オンライン請求も利用できます。

(4) 市税の証明書は、指定の税証明交付申請書に必要事項を記入し、大牟田市税務課で取得すること。

申請者 区分	税区分	証明書発行所	提出書類	
			法人	個人
市内 ・ 準市内	国税	本店所在地の 税務署	国税に未納がない証明 ※納税証明書（その3の3）	国税に未納がない証明 ※納税証明書（その3の2）
	県税	福岡県税事務所	福岡県税に未納がない証明	福岡県税に未納がない証明
	市税	大牟田市税務課	大牟田市税に滞納がない証明	大牟田市税に滞納がない証明

7. 事務所等位置図及び外観写真（様式4）

（★市内・準市内業者の場合必須）

◆電子申請システムにて様式をダウンロード

→ 必要事項を記載または貼付し、郵送もしくは直接持参で提出をお願いします。

【18】位置図

申請者（委任がある場合は受任者（支店・営業所等））の所在地を詳しく記入するか、市販の住宅地図の写し（周辺の道路や目標等が確認できるもの）を貼り付けること。

【19】外観写真

- 看板や表示等により、事務所の存在が確認できる外観写真（商号又は名称が判読できる解像度のもの）を貼り付けること。（建物全体を1枚と看板等を拡大したものを1枚など、複数枚貼り付け可。）
- 新規及び再登録（令和8年度現在未登録）で登録する場合は、裏面に内部写真（事務所内の机・椅子・パソコン・電話機等がわかるもの）を貼り付けること。

8. 営業に関し必要な許可証等

※写しスキャン可

- 「営業に関し必要な許可・認可一覧表」（別添）に掲げた営業種目を申請した業者について、許可・認可・登録などを要するものである場合は、一覧表に記載された許可証等を提出すること。ただし、登録を希望する本店・本社又は支店等における許可証等を提出すること。
- 一覧表に掲げた営業種目を申請した業者であってもその営業内容が、許可・認可・登録を必要としない場合には、許可証等の提出は不要とする。
- 有効期限がある許可・認可・登録については、その期限が競争入札参加資格（令和11年3月31日まで）の途中で満了する場合は、直ちに新たな許可証等を提出すること。